

# 山梨県公報

第百五十四号

令和二年

十二月二十一日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○道路の供用開始.....六二三

## 告示

### 山梨県告示第三百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所において、この告示の日から令和三年一月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	三百五十八号	甲府市右左口町字日蔭山四六八 八番三三二地先から 甲府市中畑町字滝戸原一一一一 番一地先まで	九〇・〇	令和二年十 二月二十二 日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番